

カンボジアにおける労働許可書の電子登録について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Hun Kakrona)

はじめに

高度経済成長が続くカンボジアでは、外国直接投資（FDI）及び外国人労働者数も増加している。現在カンボジア政府は FDI を誘致するための様々な政策を打ち出しており、各省庁一丸となって改善に努めている。具体例として、労働省は E-Solutions Co., Ltd 社（カンボジア）と提携して外国人が就労するための外国人雇用登録（以下 Quota という。カンボジア労働法上、カンボジア人労働者数に対する外国人労働者数の割合が定められており、労働許可書を取得する前にこの割当申請として Quota の登録が必要となる。）や労働許可書（以下 WP という。外国人がカンボジアに就労目的で滞在するために必要となる。）等の申請簡素化のための新システムの運用を開始した。その結果、これまで窓口で申請書類を提出する必要があった Quota および WP の申請書類は電子申請が可能となった。そのため、今回は WP の電子申請について述べていきたい。

1. 新システムの情報

2016年8月17日発行カンボジア労働省 (MLVT) 省令 392号により、2016年10月1日以降、Quota 取得申請および WP 申請はオンラインによる手続きが可能となった。全ての法人は新システムにより自社の現在の雇用状況等、必要事項を登録・管理することができる。申請登録は www.fwcms.mlvt.gov.kh のウェブサイトを利用する。

2. WP の申請

新規で労働許可書を取得する場合は場合は赴任時に WP の申請が可能であるが、WP の更新は毎年1月～3月中に手続きを行う必要がある。外国人を雇用する法人は、WP 取得及び更新のために、Quota を事前に取得する必要がある。従来雇用契約がない場合、WP が実務上取得できなかったが、新システムにより出張者等、カンボジア現地法人と雇用契約がない場合でも、WP を取得することが可能となった。以下、それぞれの場合の WP の申請について説明する。

2.1. 外国人労働者とカンボジア企業との間に雇用契約がある場合

外国人労働者とカンボジア企業との間に雇用契約がある場合は、Quota を事前に取得する必要がある。Quota 取得後、WP の手続きを行う。必要書類は以下の通りである。

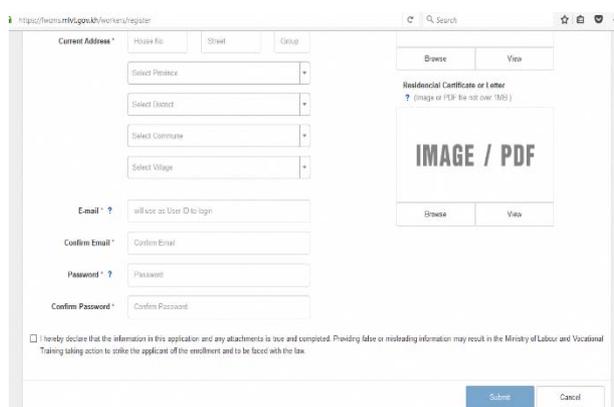
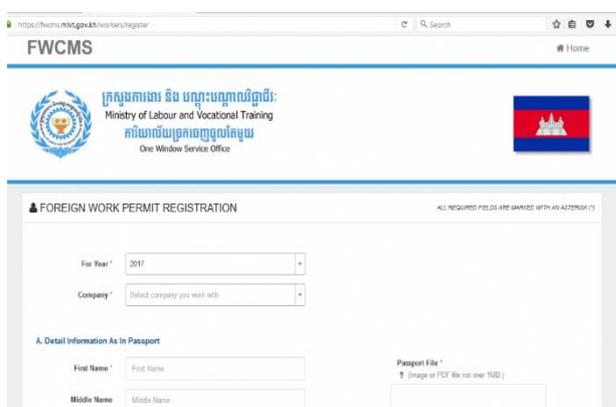
- －労働者のパスポート（顔写真ページのカラースキャンファイル）
- －ビザ（Eビザ、1ヶ月間以上、カラースキャンファイル）
- －外国人の顔写真（眼鏡無しで正面を向いた写真）
- －健康診断書
- －有期労働契約書（クメール語版）
- －カンボジア居住証明書
- －Quota 証明書（コピー）

2.1.1 新規にアカウントを作成し申請する場合

下記手順にて作成する必要がある。

- ① 外国人労働者 (Foreign Worker) の登録ボタンをクリック
- ② メールアドレスやパスワード等の必要情報を入力
- ③ 上記の必要書類および情報を入力完了後、提出ボタンをクリック

これらの手続きが完了した後、システムより登録メールアドレス宛に自動返信が送付される。労働省が提出受領を承認した後、再度メールで支払額の情報について連絡が来て、メールの情報に基づいて支払を行うことになる。支払方法は直接労働省に支払うのではなく ACELEDA 銀行を通して支払うと要求される。支払いした後、またシステムから自動的に支払受領および承認のメールが届いて、労働省伝票および E-Solutions Co., Ltd 社の伝票が発行される。その後 E-Solutions Co., Ltd の配達人は直接会社事務所に WP カードを渡し、これで WP の申請が完了する。

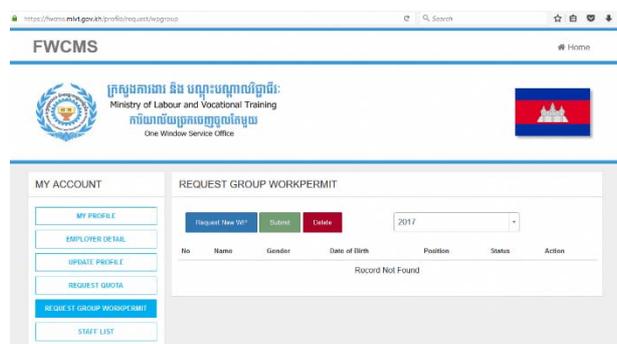
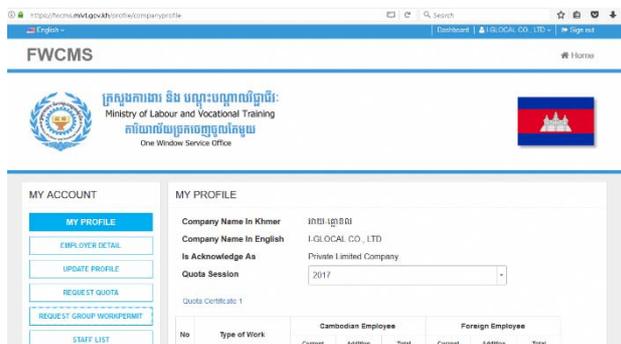


2.1.2 会社のアカウントにより申請

会社のアカウントにより WP を申請する場合について説明する。

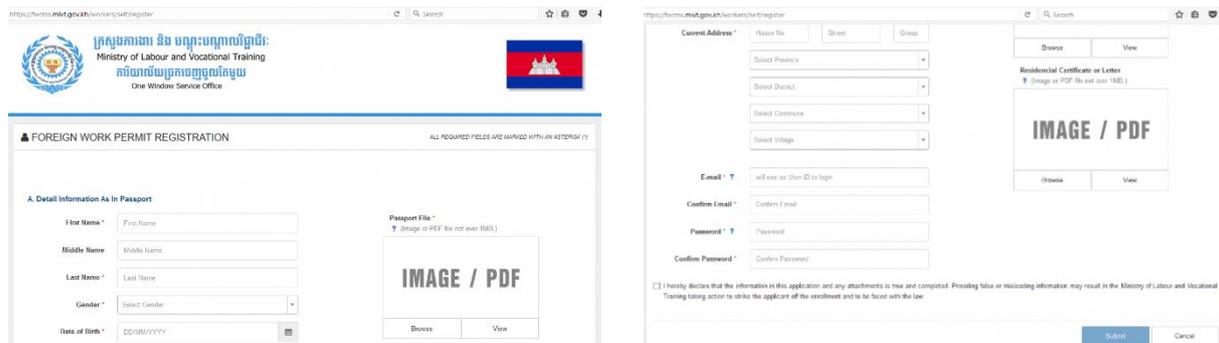
- ① 会社の作成したアカウントにログインし、グループ WP の申請ボタンをクリック
- ② 新 WP の申請を選び、必要書類および情報を入力
- ③ セーブボタンをクリックし、提出ボタンをクリックする

続いて、システムから自動的に提出受領のメールが会社アカウント作成した際に登録したメールアドレス宛に届く。その後のプロセスは新規にアカウントを作成し申請する場合と同様である。



2.2. 外国人労働者とカンボジア企業との間に雇用契約がない場合

カンボジア企業との間に雇用契約がない外国人の場合、Quota を申請せずに、WP の申請が可能である。具体的には、カンボジア現地法人の株主やフリーランスとしてカンボジアにて労働を行う場合が想定され、これらの場合は“self-employed”という形態での申請が可能である。申請方法は先述の手順とそれほど大きな相違がないが、必要書類として労働契約書が不要となり、代わりに投資証明書を提出する必要がある。



なお、WP を紛失した場合もしくは内容に不備があった場合、E-Solutions 社に再度 WP を発行したい旨の説明レターを作成し、メールで送付すれば WP の再発行が可能である。同社のメールアドレスは online.fwcms@gmail.com であり、再発行手数料は 1.5USD の配達サービスを含み合計 7.5USD である。ACELEDA 銀行を通じて支払いを行う。

新システムで発行された WP (見本)



おわりに

従来も WP の取得が法律で義務付けられていたが、手続きに時間を要し、実際に取得していないケースも多く見受けられた。今後は新システムを通じて容易に申請が可能であるため、取得を行っていない場合の罰則が厳しくなることが想定される。労働省としては、オンラインシステムを導入することによって、E-Solutions 社へ支払う手数料が増加したが、WP 取得が以前よりも容易にできるため、申請数の増加を期待しているとのことである。従来、カンボジア現地法人と雇用契約がある場合は WP の取得が可能であったが、株主や法的代表者の場合は、どのようにして取得を行えばいいのかが明確ではなかった。今回、シ

STEM導入に加え、労働契約がある場合・無い場合の取得方法が明確となったため、今後より一層のコンプライアンス順守が求められると考える。

参考

1. <https://fwcms.mlvt.gov.kh/> カンボジア労働省 HP